

課題 1（意思表示方法）についての論点整理（たたき台）

※第 3 回作業班における御意見等を踏まえ、事務局として整理したもの

1. 意思表示方法に関する論点整理（現行の意思表示カード、健康保険証、運転免許証等に共通の論点）

（1）親族優先提供の意思表示の取扱い

- ・ 「○」を付ける方式とすると、制度に関する十分な理解がないまま意思表示を行う方が増えるおそれがあるため、能動的に自筆で記載していただくための記載欄を設けることでよいか。
- ・ 親族優先提供の意思表示ができる旨の案内、親族優先提供に関する留意事項は必要であるが、カードのスペースを考慮すると記載は難しいため、カード内には記載せず、パンフレットに記載していくことでよいか。

（2）提供する臓器について

- ・ 現行カードは、臓器移植法の対象臓器を印字し、提供したい臓器を○で囲む（又は提供したくない臓器に×をつける）方式である。これを提供したくない臓器を自筆記載する方式に変更した場合、法の対象でない臓器が記載される等により、現場で混乱が生じる可能性があることから、今後も同じ取扱いとしてはどうか。

（3）家族署名欄の取扱い

- ・ 臓器移植法が求める書面の有効性の要件ではないが、カードの存在及び本人の臓器提供に関する意思を家族に知ってもらえることから、家族署名欄は有用とされてきたが、今後はどうするか。
- ・ また、意思表示シールや健康保険証においては、スペースの関係から家族署名欄を省略した様式を用いているが、今後も同じような考え方でよいか。

（4）臓器提供意思表示カードの配布方法等

- ・ 親族優先提供の制度内容については、パンフレットに十分な説明を記載する必要があるが、配布に当たっても、カード単独ではなく、カードとパンフレットを併せて配布することを原則としていく必要があるのではないかと。
- ・ 臓器移植や意思表示に関する情報へのアクセスを容易とするため、カードに問い合わせ先等を記載する必要があるのではないかと。

2. 臓器提供意思表示カード等の様式について（たたき台）

（1）臓器提供意思表示カード（従来から一般に配布しているカード）の見直し

厚生労働省と（社）日本臓器移植ネットワークが作成・配布している臓器提供意思表示カードについては、今般の改正法を踏まえ、以下のような見直しを検討してはどうか。あわせて、配布方法の改善等も検討してはどうか。

- ① 親族優先提供の意思表示について、自筆で記入できるような備考欄等を設ける
- ② カードと併せて配布されるパンフレットにおいて、親族優先提供に関する留意事項を丁寧かつ分かりやすく記載する
- ③ カード記載者が必要な情報を得られるよう、問い合わせ先の周知等を図る

（2）運転免許証や健康保険証等における標準的な記載事項

（1）以外のカード等については、基本的に次の事項を盛り込む必要があるのではないかと。

但し、スペースに制約があることから、やむを得ず 3) や 4) を省略する場合には、意思表示シール・個人情報保護シールの台紙や同時に配布されるパンフレット等を活用し、記載者が親族優先提供の意思表示等の必要な情報を容易に入手出来るようにする、ということによいか。

1) 臓器提供に関する意思

- ① 脳死下での提供意思（提供する臓器の別を含む）
- ② 心停止下での提供意思（提供する臓器の別を含む）
- ③ 臓器を提供しない意思

2) 本人の署名及び署名年月日

3) 備考欄

4) 記載上の注意及び臓器移植に関する問い合わせ先